

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年4月17日（平成30年（行個）諮問第75号）

答申日：平成31年3月20日（平成30年度（行個）答申第212号）

事件名：本人の帰化許可申請の手續に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる通し番号1ないし通し番号191（以下、順に「通し番号1」ないし「通し番号191」という。）の文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年12月12日付け○法総第1493号により特定地方務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

不許可理由についての説明が全くなく、再度の申請（帰化許可申請を指す。）について判断ができず、可能な限り開示されたい。

（2）意見書

ア 総論

（ア）法14条6号及び7号柱書きの趣旨は、行政機関等の適正な意思決定のための規定であり、当該意思決定が終了すれば、当該情報は開示されてしかるべきである。

（イ）仮に意思決定は「当該」のものに限らず「将来予定されている同種の」ものまで含まれるとするのであれば、将来の事務又は事業の適正な遂行への支障といえるものが認められなければならない、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が必要である。

（ウ）また、内閣府審査会（情報公開・個人情報保護審査会を指す。）

答申平成17年度（行個）第4号は意見評価に係るものについては法14条7号柱書きに該当し得るが、他方、客観的な事実経過や既に相談者（本件の場合、審査請求人）自身に告げた内容について同号柱書きには該当しないとしている。

イ 各論

以下、理由説明書（下記第3）2のかっこ書き番号に従い意見を述べる。

（ア）通し番号10の電話聴取録の「要旨」欄について

総論（イ）に述べた法的保護に値する蓋然性について明示されていない。

（イ）通し番号12ないし15の文書について

そもそも文書の名称、要旨が表示されておらず、検討の余地がない。少なくとも文書の名称、要旨は開示すべきである。

（ウ）通し番号22の国籍・身分関係等認定調書について

将来予定されている同種の事務又は事業の適正な遂行への支障といえるものが認められなければならない。「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性について明示されていない。

（エ）通し番号122ないし132の文書について

（イ）に同じ

（オ）通し番号133ないし135の文書について

（イ）に同じ

（カ）通し番号139ないし172の文書について

（イ）に同じ。なお、法14条2号イに該当する可能性があると思われる。

（キ）通し番号173及び174の口頭聴取録「要旨」欄について

総論（ウ）で述べたとおり、審査請求人自身に告げられた内容であって不開示事由には該当しない。

ウ 以上により、本件対象保有個人情報の内容に係る情報について開示がなされるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

処分庁は、審査請求人からされた、本件対象保有個人情報の開示請求について、当該文書（原文ママ）は、法14条2号、6号及び7号柱書きに該当するとして原処分を行った。

本件審査請求は、本件対象保有個人情報の不開示部分の開示を求めるも

のである。

2 原処分が適法であることについて

(1) 通し番号10の電話聴取録の「要旨」欄について

当該部分に記載された情報は、公開することを予定していない電話での会話を記録したものであり、まさに帰化許可申請についての協議・検討内容に係る情報であるから、これらの情報が開示されると、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

したがって、これらの情報は、法14条6号及び7号柱書きに該当する。

(2) 通し番号12ないし通し番号15の文書について

これらの文書に記載された情報は、まさに帰化許可申請についての協議・検討内容に係る情報であるから、これらの情報が開示されると、職員（法務局職員を指す。以下同じ。）が、申請者やその関係者から無用の誤解、反発を招くことを憂慮するあまり、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

したがって、これらの情報は、法14条6号及び7号柱書きに該当する。

(3) 通し番号22の国籍・身分関係等認定調書について

当該文書に記載された情報は、まさに帰化許可申請についての協議・検討内容に係る情報であるから、これらの情報が開示されると、職員が、申請者やその関係者から無用の誤解、反発を招くことを憂慮するあまり、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

したがって、これらの情報は、法14条6号及び7号柱書きに該当する。

(4) 通し番号122ないし通し番号132の文書について

これらの文書に記載された情報は、まさに帰化許可申請についての協議・検討内容に係る情報であるから、これらの情報が開示されると、職員が、申請者やその関係者から無用の誤解、反発を招くことを憂慮するあまり、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

したがって、これらの情報は、法14条6号及び7号柱書きに該当する。

(5) 通し番号133ないし通し番号135の文書について

これらの文書には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、

当該情報に含まれる氏名により審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報が含まれており、法14条2号に該当する。

また、これらの文書に記載された情報は、まさに帰化許可申請についての協議・検討内容に係る情報であるから、これらの情報が開示されると、職員が、申請者やその関係者から無用の誤解、反発を招くことを憂慮するあまり、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

したがって、これらの情報は、法14条6号及び7号柱書きにも該当する。

(6) 通し番号139ないし通し番号172の文書について

これらの文書に記載された情報は、まさに帰化許可申請についての協議・検討内容に係る情報であるから、これらの情報が開示されると、職員が、申請者やその関係者から無用の誤解、反発を招くことを憂慮するあまり、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

したがって、これらの情報は、法14条6号及び7号柱書きに該当する。

(7) 通し番号173及び通し番号174の口頭聴取録「要旨」欄について

当該部分に記載された情報は、公開することを予定していない電話での会話を記録したものであり、まさに帰化許可申請についての協議・検討内容に係る情報であるから、これらの情報が開示されると、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

したがって、これらの情報は、法14条6号及び7号柱書きに該当する。

(8) 通し番号176の文書について

当該文書には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名により審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報が含まれており、法14条2号に該当する。

また、当該文書に記載された情報は、まさに帰化許可申請についての協議・検討内容に係る情報であるから、これらの情報が開示されると、職員が、申請者やその関係者から無用の誤解、反発を招くことを憂慮するあまり、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

したがって、これらの情報は、法14条6号及び7号柱書きにも該当する。

(9) 通し番号178ないし通し番号180の文書について

これらの文書に記載された情報は、まさに帰化許可申請についての協議・検討内容に係る情報であるから、これらの情報が開示されると、職員が、申請者やその関係者から無用の誤解、反発を招くことを憂慮するあまり、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

したがって、これらの情報は、法14条6号及び7号柱書きに該当する。

3 結語

処分庁が原処分をしたことは適法であり、本件審査請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年4月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月14日 審議
- ④ 同年6月11日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年11月30日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 平成31年2月4日 審議
- ⑦ 同月15日 審議
- ⑧ 同年3月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「特定年月日A付け帰化許可申請の手続に関する一切。」に記録された保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、別紙1に掲げる文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定した上で、別紙1のとおり、そのうちの通し番号1ないし通し番号9、通し番号11、通し番号16ないし通し番号21、通し番号23ないし通し番号121、通し番号136ないし通し番号138、通し番号175、通し番号177及び通し番号181ないし通し番号191の文書に記録された保有個人情報についてはその全部を開示したが、通し番号10、通し番号12ないし通し番号15、通し番号22、通し番号122ないし通し番号135、通し番号139ないし通し番号174、通し番号176及び通し番号178ないし通し番号180の文書に記録された保有個人情報については、その全部又は一部（不開示部分及びその不開示理由は、それぞれ別紙1の「不開示部分」欄及び「不開示理由」欄のとおり。以下「本件不開示部分」という。）が法14条2号、6号及び7号柱書きの不開示情報に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象保有個人情報が記録された文書について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、別紙1のとおり、審査請求人が特定年月日A付けで行った帰化許可申請（特定地方法務局特定受付番号、特定年月日B不許可決定。以下「本件帰化許可申請」という。）に係る手続に関する書類一式であって、書留・特定記録郵便物等受領証（通し番号1）を先頭に、電話聴取録（通し番号10及び通し番号175）、帰化許可申請書（通し番号21）、国籍・身分関係等認定調書（通し番号22）等から構成されている一連の文書であると認められる。

(2) 諮問庁の説明の要旨

本件不開示部分のうち、①通し番号10の電話聴取録の「要旨」欄の記載内容部分、②通し番号12ないし通し番号15の文書の全部、③通し番号22の国籍・身分関係等認定調書の補記欄の記載内容部分、④通し番号122ないし通し番号135及び通し番号139ないし通し番号168の文書の全部、⑤通し番号169の文書の全部、⑥通し番号170ないし通し番号172の文書の全部、⑦通し番号173及び通し番号174の口頭聴取録の「要旨」欄の記載内容部分、⑧通し番号176の文書の全部、⑨通し番号178及び通し番号179の文書の全部並びに⑩通し番号180の文書の全部に記録された保有個人情報に係る不開示部分には、本件帰化許可申請に関する職員間の協議・検討の内容に係る情報が含まれているところ、当該情報は、上記第3の2（1）ないし（9）のとおり、法14条6号及び7号柱書きに該当する。

また、本件不開示部分のうち、通し番号133ないし通し番号135及び通し番号176の文書に記録された保有個人情報に係る不開示部分には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名により審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、法14条2号にも該当する。

(3) 検討

ア 上記（2）①の不開示部分について

標記の不開示部分には、法務省の担当者と特定地方法務局の担当者との間でやり取りされた、本件帰化許可申請の許否判断に関する職員の評価や内部的な意見等の記載があり、これは上記の許否判断に

関する国の機関の内部又は相互間の審議，検討又は協議に関する情報に該当すると認められるところ，そのような記載内容に，当該情報が公開することを予定していない電話での会話を記録したものである旨の諮問庁の説明を覆すに足りる事情はないことも併せ考慮すると，当該情報を開示した場合，職員が不利益処分を受けた帰化許可申請者又はその関係者等から無用の誤解や反発を招くことを憂慮するなどして，率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから，標記の不開示部分は，法14条6号に該当し，同条7号柱書きについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

イ 上記(2)②の不開示部分について

標記の不開示部分のうち，別紙2(1)に掲げる部分を除く部分には，本件帰化許可申請に係る調査の対象者に係る氏名，年齢，国籍，居住期間等に関する調査結果の記載があり，これは本件帰化許可申請の許否判断に関する国の機関の内部又は相互間の審議・検討又は協議に関する情報に該当すると認められるところ，当該情報を開示した場合，上記アと同様の状況が生じることにより，職員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから，当該部分は，法14条6号に該当し，同条7号柱書きについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

ただし，標記の不開示部分のうち，別紙2(1)に掲げる部分については，その記載内容に照らし，当該部分に係る情報を開示することにより，上記アのような状況が生じるおそれがあるとまでは認められず，したがって，これを開示しても，職員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず，国籍事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないから，当該部分は，法14条6号及び7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

ウ 上記(2)③の不開示部分について

標記の不開示部分には，本件帰化許可申請に係る申請者の国籍・身分関係等の認定に係る審査の内容をうかがわせる記載があり，これは本件帰化許可申請の許否判断に関する国の機関の内部又は相互間の審議，検討又は協議に関する情報に該当すると認められるところ，そのような事柄の性質上，当該情報を開示した場合，上記アと同様の状況が生じることにより，職員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから，

標記の不開示部分は、法14条6号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ 上記(2)④の不開示部分について

標記の不開示部分には、特定地方法務局が、本件帰化許可申請の許否判断に関して収集した情報であって、許否判断をする上で参考にする内容をうかがわせる記載があり、これは国の機関の内部又は相互間の審議・検討又は協議に関する情報に該当すると認められるところ、そのような事柄の性質上、当該情報を開示した場合、上記アと同様の状況が生じることにより、職員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、標記の不開示部分は、法14条6号に該当し、同条7号柱書き(通し番号133ないし通し番号135の文書の関係では併せて同条2号)について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

オ 上記(2)⑤の不開示部分について

標記の不開示部分のうち、別紙2(2)に掲げる部分を除く部分には、特定地方法務局の電話による調査の結果であって、本件帰化許可申請の許否判断に係る着眼点等をうかがわせる記載があり、これは国の機関の内部又は相互間の審議・検討又は協議に関する情報に該当すると認められるところ、当該情報を開示した場合、上記アと同様の状況が生じることにより、職員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、当該部分は、法14条6号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ただし、標記の不開示部分のうち、別紙2(2)に掲げる部分については、その記載内容に照らし、当該部分に係る情報を開示することにより、上記アのような状況が生じるおそれがあるとまでは認められず、したがって、これを開示しても、職員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められないから、当該部分は、法14条6号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 上記(2)⑥の不開示部分について

標記の不開示部分のうち、別紙2(3)に掲げる部分を除く部分には、本件帰化許可申請に係る申請者の国籍、身分関係、生計その他の事項を調査した結果等、本件帰化許可申請の許否判断に係る着眼点等をうかがわせる記載があり、これは国の機関の内部又は相互間

の審議・検討又は協議に関する情報に該当すると認められるところ、そのような事柄の性質上、当該情報を開示した場合、上記アと同様の状況が生じることにより、職員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、又は特定の者に不当に利益を与えるおそれがあると認められることから、当該部分は、法14条6号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ただし、標記の不開示部分のうち、別紙2(3)に掲げる部分については、その記載内容に照らし、当該部分に係る情報を開示することにより、上記アのような状況が生じるおそれがあるとまではいえず、これを開示しても、職員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるとは認められず、国籍事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないから、当該部分は、法14条6号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 上記(2)⑦の不開示部分について

標記の不開示部分には、本件帰化許可申請に係る申請者である審査請求人の供述内容を整理し、又は要約したものであって、本件帰化許可申請の許否判断に係る着眼点等をうかがわせる記載があり、これは国の機関の内部又は相互間の審議・検討又は協議に関する情報に該当すると認められるところ、そのような記載内容に、これが公開することを予定していない電話での会話を記録したものである旨の諮問庁の説明を覆すに足りる事情はないことも併せ考慮すると、そのような事柄の性質上、当該情報を開示した場合、上記アと同様の状況が生じることにより、職員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、標記の不開示部分は、法14条6号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ク 上記2(2)⑧の不開示部分について

標記の不開示部分には、本件帰化許可申請の許否判断に係る事項を調査した結果等を整理したものであって、本件帰化許可申請の許否判断に係る着眼点等をうかがわせる内容や、本件帰化許可申請についての協議、検討内容に係る内容の記載があり、これは国の機関の内部又は相互間の審議・検討又は協議に関する情報に該当すると認められるところ、そのような事柄の性質上、当該情報を開示した場合、上記アと同様の状況が生じることにより、職員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認め

られることから、標記の不開示部分は、法14条6号に該当し、同条2号及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ケ 上記(2)⑨の不開示部分について

標記の不開示部分には、本件帰化許可申請に係る検討結果を整理したものであって、本件帰化許可申請の許否判断に係る着眼点等をうかがわせる内容や、本件帰化許可申請についての協議・検討内容に係る内容の記載があり、これは国の機関の内部又は相互間の審議・検討又は協議に関する情報に該当すると認められるところ、そのような事柄の性質上、当該情報を開示した場合、上記アと同様の状況が生じることにより、職員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、標記の不開示部分は、法14条6号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

コ 上記(2)⑩の不開示部分について

標記の不開示部分には、本件帰化許可申請の検討等の過程を推測させる記載があり、これは国の機関の内部又は相互間の審議・検討又は協議に関する情報に該当すると認められるところ、そのような事柄の性質上、当該情報を開示した場合、上記アと同様の状況が生じることにより、職員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、標記の不開示部分は、法14条6号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、6号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を除く部分は、同条6号に該当すると認められるので、同条2号及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は、同条6号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別紙 1 本件対象保有個人情報記録された文書

審査請求人（特定年月日 B 不許可決定。特定年月日 A 特定受付番号（特定地方法務局））の帰化許可申請（本件帰化許可申請）の手続に関する書類一式（具体的には、下記の文書である。）

通し番号	文書名	不開示部分	不開示理由 (法 14 条 の適用号)
1	書留・特定記録郵便物等受領証		
2, 3	特定地方法務局戸籍課発出法務省民事局民事第一課宛て「受領書の送付について」		
4～6	特定地方法務局長通知「帰化許可申請の結果について」		
7～9	法務省民事局第一課長通知「帰化の不許可について」		
10	電話聴取録	「要旨」欄の記載内容部分	6号及び7号柱書き
11	特定地方法務局長発出「帰化許可申請書類の進達について」		
12～15	文書	全部	同上
16, 17	親族の概要		
18, 19	履歴書 その1		
20	履歴書 その2		
21	帰化許可申請書		
22	国籍・身分関係等認定調書	補記欄の記載内容部分	同上
23, 24	帰化の動機書		
25	宣誓書		
26～28	国籍公証書		
29～35	旅券の写し		
36～39	出生公言書		
40～43	父母の婚姻公証書		
44～47	親族関係公証書		
48～50	申述書		

5 1	戸籍謄本（夫）		
5 2～5 3	除籍謄本（夫）		
5 4	除籍謄本（前夫）		
5 5～6 1	平成26年2月13日付け法務省管情第2-14687号法務大臣通知「保有個人情報の開示をする旨の決定について」		
6 2～7 2	照会分回答整理番号〇〇-〇〇〇		
7 3～7 5	平成25年11月14日付け法務省管情第1-35448号法務大臣通知「保有個人情報の開示をする旨の決定について」		
7 6～7 8	住民票		
7 9	在留カードの写し		
8 0	生計の概要 その1		
8 1	生計の概要 その2		
8 2	事業の概要		
8 3	営業許可書		
8 4	社交飲食店営業許可書		
8 5～8 8	平成26年分の確定申告書		
8 9～9 1	平成25年分の確定申告書		
9 2	平成26年分申告所得税及復興特別所得税納税証明書（その1）		
9 3	平成25年分申告所得税及復興特別所得税納税証明書（その1）		
9 4	平成24年分申告所得税納税証明書（その1）		
9 5	平成23年分申告所得税納税証明書（その1）		
9 6	平成26年分申告所得税及復興特別所得税納税証明書（その2）		
9 7	平成25年分申告所得税及復興		

	特別所得税納税証明書（その 2）		
98	平成24年分申告所得税納税誕 明書（その2）		
99	平成23年分申告所得税納税証 明書（その2）		
100	平成26年分消費税及地方消費 税納税証明書（その1）		
101	平成25年分消費税及地方消費 税納税証明書（その1）		
102	平成24年分消費税及地方消費 税納税証明書（その1）		
103	平成23年分消費税及地方消費 税納税証明書（その1）		
104	在勤及び給与証明書（夫）		
105	平成26年分給与所得の源泉徴 収票（夫）		
106	破産決定公告		
107	破産手続開始決定		
108	破産決定		
109	平成26年度個人事業税納税証 明書		
110	平成25年度・平成24年度個 人事業税納税証明書		
111	平成26年度市・府民税納税証 明書（申請者）		
112	平成26年度市・府民税納税証 明書（夫）		
113	平成26年度市・府民税課税証 明書（申請者）		
114	平成26年度市・府民税課税証 明書（夫）		
115～ 119	ねんきんネット（年金記録照 会：郵送用印刷）		
120, 121	ねんきん定期便		

1 2 2 ~ 1 2 4	文書	全部	6号及び7号柱書き
1 2 5 ~ 1 2 8	文書	全部	同上
1 2 9 ~ 1 3 2	文書	全部	同上
1 3 3 ~ 1 3 5	文書	全部	2号, 6号及び7号柱書き
1 3 6	運転記録証明書		
1 3 7	運転免許証		
1 3 8	SDカード		
1 3 9	文書	全部	6号及び7号柱書き
1 4 0 ~ 1 6 8	文書	全部	同上
1 6 9	文書	全部	同上
1 7 0 ~ 1 7 2	文書	全部	同上
1 7 3	口頭聴取録	「要旨」欄の記載内容部分	同上
1 7 4	口頭聴取録	同上	同上
1 7 5	電話聴取録		
1 7 6	文書	全部	2号, 6号及び7号柱書き
1 7 7	運転免許証(夫)		
1 7 8, 1 7 9	文書	全部	6号及び7号柱書き
1 8 0	文書	全部	同上
1 8 1	上申書		
1 8 2 ~ 1 8 6	高中卒業証明書		
1 8 7	残高証明書 特定金融機関発行		
1 8 8	貸借保証委託契約書		
1 8 9,	居宅付近の略図等		

190			
191	在留カードの写し		

別紙2 開示すべき部分

区分	通し番号	開示すべき部分
(1)	1 2	表題 本文1段目の左から1番目から4番目までの各欄 本文2段目の左から1番目から4番目まで, 7番目及び8番目の各欄
	1 3	表題
	1 4	左から1列目の上段 左から2列目の上から5番目の欄
	1 5	1段目の左から1番目の欄 3段目の左から1番目の欄
(2)	1 6 9	上から1段目, 2段目及び4段目の全部 上から5段目の左から1番目及び3番目の各欄 上から6段目の全部
(3)	1 7 0	表題 本文1段目の左から1番目及び3番目の各欄 本文2段目から6段目のそれぞれ左から1番目の欄
	1 7 1	6段目及び11段目のそれぞれ左から1番目の欄
	1 7 2	1段目の一番左の欄 最下段の左側の欄